

特別定額給付金について

特別定額給付金の申請書を、5月中に世帯主に郵送していますので、
お早めに申請してください。

支給額

世帯員1人につき

10万円

- 給付金の受取りには、申請が必要です。
- 申請書は、5月中に世帯主に郵送しています。
- 申請は、原則、郵送でのみ受け付けます。
- 給付金は、原則、世帯主の口座に振り込みます。

申請方法 郵送 申請期限 8月20日(木) ※必着

特別定額給付金申請書について

■特別定額給付金申請書(以下、申請書といいます。)は、5月中に次の方に、お届けしています。

- 加東市の住民基本台帳に記録されている世帯の世帯主

※基準日は、令和2年4月27日です。

申請について

■申請書に、必要事項を記入のうえ、お届けいたしております返信用封筒に必要書類を同封し、返送してください。

- 申請書に記入する前に、必ず同封のチラシ、および記入例をご確認ください。

- 必要書類の一覧は、同封のチラシ、または市ホームページをご覧ください。

※本人確認書類(運転免許証の写し、健康保険証の写しなど)は、申請書の裏面に貼付してください。

■申請期限は、8月20日(木)です。 ※必着

■申請は、郵送をお願いします。

■やむを得ない事情で市役所窓口での申請をご希望の方は、来庁前に特別定額給付金専用ダイヤル(☎0795-43-0581)にお問い合わせください。

代理申請・代理受給について

■世帯主の申請、受給が原則ですが、次のA～Cのいずれかに該当する場合は、代理で申請、または受給ができます。

A 世帯主と同じ世帯に属すること

B 世帯主の親権者、成年後見人等の法定代理人等であること

C 世帯主による申請・受給が困難な場合で、かつ代理が本人のためであると認められること

代理人の例: ①単身世帯で寝たきりの方や、認知症の方を介護する親族、または民生委員等、②老人福祉施設の職員、③里親、④DV被害者を保護している民間支援団体など

※代理申請、代理受給に関する詳細は、市ホームページをご覧ください。また、特別定額給付金専用ダイヤルにお問い合わせください。

△特別定額給付金に関する詐欺について△

市や警察、総務省などの行政機関が①ATMの操作をお願いすること、②手数料などの振込みを求めること、

③電子メールを送り、URLをクリックして申請を求めることは、**絶対にありません。**

おかしいと感じたら、特別定額給付金専用ダイヤル(☎0795-43-0581)、または加東警察署(☎42-0110)に相談してください!